

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

1. 条例改正の趣旨

熱海市での土砂災害等を受け、土砂等の埋立てについて不安を感じる市民が増えるなか、事業者と周辺住民等の相互理解に基づく良好な関係を構築し、特定事業の円滑な実施を図ることを目的として、事業の許可申請の前に、市への事前協議と周辺住民等への説明会の開催を義務付ける規定を条例等に追加するもの。

2. 条例改正の概要

- (1) 許可申請に際し、市との事前協議を義務化し、その規定を加えること。(条例第11条)
- (2) 事前協議後に周辺住民等への周知を行うことを義務化し、その規定を加えること。(条例第13条)

3. 施行日

令和4年4月1日

4. 他の状況

県内他市町においては、事前協議及び住民への周知の義務規定を設けている自治体はない。県外では、坂東市土砂等による埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例、枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例等において同様の義務規定を設けている。

5. 許可の流れ

改正前	許可申請 → 許可基準 → 許可 or 住民説明 適合審査 不許可 (努力義務)
改正後	<u>事前協議</u> → <u>住民説明</u> → 許可申請 → 許可基準 → 許可 or (義務) (義務) 適合審査 不許可

【問合せ】生活環境部 環境課
担当：大森 TEL:0282-21-2421

改 正 案

目次

第1章～第3章 略

第4章 特定事業に関する規制（第10条—第33条）

第5章 雑則（第34条—第36条）

第6章 罰則（第37条—第40条）

附則

（事前協議）

第11条 前条の許可又は第17条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について市長と協議しなければならない。

（特定事業に係る土地所有者の同意）

第12条 第10条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第14条第1項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

（周辺住民等への周知）

第13条 第10条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の規則で定める周辺地域の住民その他規則で定める関係人（以下「周辺住民等」という。）に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第4号までに掲げる事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第12号までに掲げる事項の内容を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第4号までに掲げる事項の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じることをもってこれに代えることができる。

改 正 案

2 第10条の許可の申請をしようとする者は、前項の規定による周辺住民等への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。

(許可申請の手続)

第14条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) **特定事業場**の位置及び面積

(3)～(13) 略

2 略

(許可の基準等)

第15条 市長は、第10条の許可の申請(一時堆積事業のものを除く。)が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 略

イ 第8条第2項又は**第29条**の規定による必要な措置を完了していない者

ウ **第28条第1項**の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る栃木市行政手続条例(平成22年栃木市条例第19号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が**第28条第1項第3号**又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

エ **第28条第1項**の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ～ケ 略